

国立国会図書館と戦後納本制度の成立 —納本図書館発足に貢献した 山下信庸（やました・のぶつね 1906～1991）を中心として—

中林 隆明

キーワード：国立国会図書館 山下信庸 納本図書館

National Diet Library. YAMASHITA Nobutsune.

Legal Deposit Library.

はじめに

1948年2月、国立国会図書館は国の中央図書館として発足した。これは、戦前の貴族院・衆議院の両図書館、それに唯一の国立図書館であった帝国図書館の両者の機能を受継ぐものである。そして同館は、その設置を定めた国立国会図書館法により、国会に所属することになる。従来、国立図書館は国の中央図書館として、明治以来、国の教育・文化を担当する文部省に所属して来た。ところが、国権の最高機関と定める戦後の新憲法の下で、国会に所属し、その立法機能を補佐することになった。国会の図書館と国の中図書館として、二つの機能を同時に果たすことになったのである。新発足に際して、まず蔵書を構築することから始めなければならなかった。

今日、世界各国には出版者（社）が出版物を発行すると、一部または複数部数をその国の国立図書館に納入することを法律で義務付ける、いわゆる納本制度がある。その受入機関が納本図書館で、日本では国立国会図書館（以後、「国図」と略す）が、その機能を果たしている。そもそも、納本制度は1537年、フランス国王フランソワ1世（1494～1547）が法定納本を定めた勅令に始まる。しかし日本では、江戸初期の寛文13年5月（1673）、第4代將軍徳川家綱の時代、江戸で出版物の届出制が始まる。明治維新後の明治2年5月13日（1869.6.22）、明治政府は昌平・開成両学校へ各出版物を5部納入するよう規定した出版条例を布達する。やがて納入先は太政官書史局、同4年8月4日（1871.9.18）からは文部省へ（太政官布告第394号）、さらに同5年1月13日（1872.2.21）3部に改められる（文部省布達出版条例）。次いで、同8年（1875）9月3日、文部省から内務省（1873.11.10設置）へ納本事務が移管した（太政官布告第135号）。その後、出版条例は出版法に改められ

(1893.4.13 法 15)、あわせて新聞紙法も公布（1909.5.6）、出版物の検閲制度が存続する。ただ、上記の経緯から内務省検閲本のうち 1 部は、原則として文部省（帝国図書館）に送付され、現在国立国会図書館の貴重なコレクションとして継承されている。

第二次大戦後の連合軍占領下において、内務省が廃止（1947.12.31）、次いで出版法、新聞紙法の 2 法は廃止される（1949.5.24）。もっともこれより先、1945 年 9 月 29 日、連合国軍最高司令官総司令部（GHQSCAP）の「言論および新聞の自由に関する新たなる措置」の通達で、言論の制限に関する法令の全廃が指示され、両法律は実質的に既に効力を失っていた。ちなみに、GHQ 指令による内務省警保局検閲課が廃止され、出版物の検閲制度がなくなるのもほぼ同時期である（1945.11.4）。もっとも、占領下には事前検閲制度があり、用紙割当のための新聞出版用紙割当事務庁も存在したが。したがって、民間および官庁出版物の納本図書館としてその納本制度を立上げ、安定した組織を作り上げることは緊急の課題であった。

ここでは、初代館長金森徳次郎（在職 1948.2.25 – 59.5.2）指揮の下、図書館サービスの出発点となる納本制度、特に民間出版物の納入を組織化し定着させる上で、大きな貢献をした山下信庸に焦点を当てて見ることにする。

1. 納本制度と国立国会図書館（1948）

周知のように、1947 年 5 月 3 日、国会法は日本国憲法、内閣法、裁判所法とともに施行されるが、国会図書館設置を法的に規定するのは、国会法とそれに基づく国会図書館法（共に 1947.4.30 公布）である。そこでは、国会図書館は「議員の調査研究に資するため、国会に国会図書館を置く」（国会法第 130 条）と定め、これを受けた国会図書館法では、「内外の図書記録の類を収集保存し、議員の調査研究に資する」（第 1 条）とある。

しかし、新憲法によって国会が国権の最高機関として活動するためには、政府・民間を含む国内出版物の網羅的収集が前提であり、それによる調査分析が必要である。先例となる米国議会図書館（The Library of Congress, 略称 LC）が、連邦議会に印刷局を持ち、連邦政府の出版物納入が円滑に行われ、同時に同議会図書館の著作権局を通じて民間出版物が自動的に納入されるが、国図のそれはそのひそみに倣ったものである。そしてこの国会図書館が、実態を持った国立国会図書館として設置されるのは、国立国会図書館法（以後、「国図法」と略）による。これは、衆・参両院議長の要請を受けて米国から派遣された米国図書館使節（V.W.クラップおよび C.H.ブラウン両氏）の覚書を基に起草されたものである。

結局、「国図法案」は衆・参両院の本会議を通過し（1948.2.4）、「国会図書館法」に代わり、「国立国会図書館法」（1948.2.9 法 5）として公布、同日施行される。片山内閣が党内事情のため総辞職するのは、正にその直後のことであった（2.10）。そして初代館長には、金森徳次

郎が就任する（1948.2.25）。金森は、第1次吉田内閣（1946.5.22～47.5.20）で、日本国憲法担当大臣（6.19就任）として、第90回臨時帝国議会（1946.6.20～10.11）における憲法審議とその成立（10.7）に多大の貢献をした人物である。

上記の国図法でいう納本制度は、官公庁出版物（第24条）と一般（民間）出版物（第25条）に二分し、前者の収集業務は受入局（まもなく、受入部に名称変更）（1948.2～48.11）、次いで国際業務部（1948.11～59.5）、収書部（1959.6～）が担当した（注1）。後者は、受入局（部）、受入整理部（1948.11～59.5）、収書部（1959.6～）とほぼ一貫している。

実は山下（信庸）は、まだ図書館の実態が無い1947年6月30日、衆議院事務局に入局、新設の国会図書館発足に備える要員として調査部に所属し、資料収集に当たることになる（注2）。山下が名称を改めた国立国会図書館に移るのは、館発足後間もない1948年4月、彼が満41歳の時である。入館後は、受入部納本課長（1948.8～11）、組織変更に伴っての受入整理部納本寄贈課長（1948.11～52.2）を経て、同部収集課長（1952.3～54.6）に就任、一貫して国内民間出版物の納本受入業務の最前線に立った。また、収書部長として資料収集部門全般を担当した時期の館長は、金森辞任後の岡部史郎副館長（館長代理 1959.5.3～61.4.4）、次いで鈴木隆夫（在職 1961.4.5～65.4.22）、河野義克（在職 1965.4.23～70.5.13）である。

ところが、ここに難関が待ち構えていた。それは出版界が戦前の検閲との関連で抱く「義務納本」に対する不信感である。戦後の占領政策によって、以前の内務省検閲制度が否定され、自由滲透とした出版を意図する出版界には、国図が立法機関に附置されたものではあっても、国の一機関へ納入を強制される制度に対して距離感を抱くのも無理ないことである。当時、既に民間出版物は総理府新聞出版用紙割当事務庁へ2部納本が義務付けられており、これとは別に、国図法という出版者には耳慣れない法律による納本義務にはなじめないものがあったのであろう。その意味で、出版者（社）に新たに出版物の義務納本を課すのは多くの苦労があった。そのため山下をはじめ納本担当者は、戦前の厳しい検閲と発行停止を経験している出版者の警戒を解き、文化機関としての国図への納本を積極的に応じるよう働きかけるのに、水面下で多くの苦心が必要であった。

やがて国会議事堂内で新発足した同館は、旧赤坂離宮の一部使用が認められ、1948年4月6日赤坂に移転する。この間、山下は出版界に対して、衆議院調査部時代から進めていた出版物の納本要請の文書作りにもかかわる。これが国図の文書第1号（「一般出版物の納本に関する件」）である。これは、当時の大蔵省印刷局（現在の独立行政法人国立印刷局）市ヶ谷工場に山下自身が衆議院事務局から出向いて折衝し、作成したものといわれる。印刷部数は出版社、新聞社、大学、調査機関、それに官公庁などを想定した数字、6千部である（注3）。

2. 納本制度の発足（1949－54）

以上の経過を経て、「納本依頼状」の発送（1948.5.18）、次いで納本受付（5.25）など納入に関わる業務が始まるが、その実態は思わしくない。これには先に述べたように、国図法という知名度が高くない法律に基づいて、納本の義務を官公庁と並んで、民間出版者にも課していることも理由の一つであろう。それと同時に、新旧出版社の激しい入れ替わりに象徴される出版界と、社会経済的に混乱した当時の世相にも一因があった。これを国内新刊図書の納入統計で見ると、1948年度が約4,700冊（官庁納本、寄贈本を含む）で、先の新聞出版用紙割当事務庁からの移管図書数から推計して、出版物のおよそ4分の1程度に止まっていたと思われる（注4）。

事務を担当する山下の判断では、このような納入実績の改善を図るためにには、図書館側が出版業界の実態を把握し、同時に出版界からの納本制度の趣旨について理解を得ることが必要で、そこではじめて納本する側の協力を得ることができるのでないか、というものである。金森館長から、芳しくない納入状況の改善策を求められたのを受けて、彼は次の3点を提案するのである。即ち、国図法の納本規定が簡明に過ぎるのでより明確にすること、出版界との意思疎通の場を作ること、上記の用紙割当事務庁納本とは性格が全く異なることを明示することである。また、館長の意を受けて、1948年の暮れから翌年の初めにかけて、主要出版社の実態調査を実施するなど出版関係団体の意見を聴取し、その結果を取り入れて作成された「国立国会図書館法の一部改正法案」は、国会に上程され、同法は改正される（1949.6.6 法194。1949.7.1 施行）のである（注5）。

1949年改正館法の眼目は、納本の目的として「文化財の蓄積とその利用」を目的に納本を求める、出版後30日以内に納本することを義務付ける。それを担保するものとして、新たに納本代償金制度を新設し（第25条）、そして未納入発行者に対する「過料」を創設したこと（第25条の2）である。同時に、国の刊行物（第24条）と並んで、地方公共団体の出版物納入義務（第24条の2）を条文に新たに盛り込んだ。ここに言う「代償金」は国が負担するもので、発足当時の出版コストが定価の半額程度であるとの調査結果を参考に、以後ほぼこの線で支払われた。ちなみに、刊行後30日経過後も納本しない発行者に対し、法律が認める「定価の5倍以下の過料」を適用したケースは現在までない。ここには、第1次吉田内閣で新憲法担当大臣としての経歴もあり、憲法の言う財産権（第3章「国民の権利及び義務」第29条）への侵害である、との主張に配慮したようである。かくして、法改正を行った翌1949年度は寄贈を含め約1.1万冊と早速の効果が現れ、以後順調に納本部数は増加する（注9参照）。

これより先、山下は担当課長として上司の受入整理部長岡田温はもちろん、館長など館首脳部の理解の下に、出版業界の実情と本音を探るべく、水面下の調査を重ねる。この調査の

段階で、民間出版物の納入制度への重要な理解者、協力者として、布川角左衛門（1901.10.13－1996.1.29）が登場する。まず山下は、その当時有力出版社でありながら納本しない岩波書店の編集部長布川を訪ね、意見交換を行う。布川は、未納本の理由として出版点数が月間 50 点にも及び、出版現場が極めて多忙なことを挙げ、この現状への理解を求めた。そして制度改善策として、納本手続きの合理化が必要なこと、出版社に納本の文化的意味を説明した文言、例えば「文化財の蓄積及び利用のため」の納本であることを明文化するよう提案した。結局、文化財云々の文言は法律改正で取り入れられる（注 6）。

3. 民間出版物の納入と代償金制度

そもそも代償金制度は、出版物の納入を「国図法」で一方的に義務付けたことに対し、前述の如く一部出版社側からの日本国憲法の言う財産権の侵害だ、との反発に配慮した一面もあった。当時の衆・参両議院（第 5 回特別国会 1949.2.11－5.31）での図書館運営委員会の審議（衆 4.19、参 4.22）でも、当時の金森館長が切言している。つまりアメリカで納本制度が円滑に実施されている理由は、国立図書館機能を持つ議会図書館（LC）へ納本することで著作権が確立するからである。そこで日本でも、納本制度を著作権登録と結び付けてはどうか、との意見があることも紹介する。ただわが国では、納本の有無に関係なく著作権が成立するとの立場を従来から取っており、現状では著作権を尊重しながら、納本を確保する道を探りたい旨答弁している。

さて、改正館法の公布を受けて、世界的にも例のない方式、「出版物の出版・納入の費用相当額を代償金として交付」することを法的に保障することで、民間出版物の納入制度を維持しようとしては、その経費の算定と支払い方法が決定的な重要性を持ってくる。そこで山下は、将来にわたって安定、継続したものにするには、出版関係者との意見交換の場として懇談会開催が必要であると考え、直接金森館長からお墨付きを貰い、岩波書店の布川と相談する。その結果、懇談会には出版界から 25 名参加し、これに図書館側からは金森館長以下 15 名が出席、新法の納本制度改正点につき説明、協力を求めた。副館長中井（正一）からは、代償金査定については委員会を設ける予定で、それには是非出版界の協力を求めたい、と訴えた。結局、委員の人選は布川に一任することになる。

かくして、改正「国図法」施行直前の 1949 年 6 月下旬、中井副館長を委員長とする「納入出版物代償金委員会」（出身委員は出版界 6 名、レコード業界 1 名、および館側 3 名）が発足、施行後の 7月初旬に最初の会合を持ち、同年秋には答申にこぎ着けた。一方、日本新聞協会は、戦前の検閲への苦渋の体験から、同委員会委員推薦は拒否するものの趣旨には理解を示した。そこで、発行する新聞は寄贈をもって納入に代える、つまり「無償納入」の形をとった。

改正館法施行直後の第1回代償金委員会（1949.7.4）では、代償金査定基準案がまとまり、これによって館長決定を経て施行された（1949.8.24）。その結果、図書が定価の40~60%、新聞雑誌が40~50%となり、豪華本、限定本は諮詢を受けて委員会がその都度決定する。また、納入経費としては、主に郵送による納本を想定した。この方式に対し、納本事務が煩瑣である、と納入者、それと同時に藤元の国図の会計担当者からも批判があった。そこでその解決策として、納本権限を民間機関へ委託するか、逆にその民間機関が出版社から納本事務の委託を受けるかの二者選択のうち、「館法」の規定から言えば後者の方がより問題が少ないのではないか、との結論に達する。山下は、早速気心の知れた相談相手、布川を訪ね、7、8回にわたり協議を重ねる（1950.11~51.1）。その結果が、次に述べる1951年来の懇話会と納本業務の東販（東京出版販売KK、1949.9.19創立。トーハンと改称1992）、日販（日本出版販売KK、1949.9.10創立）の2大取次による納入分担方式となって現在に至るのである。その意味で、山下の代償金制度による納本制度の発足と定着への努力は評価に値する。

1951年4月以降の段階で、納本手続き合理化の決め手として「出版取次懇話会」（会長藤井誠治郎）が登場する。本来「懇話会」は、東販、日販をはじめとする取次30社により結成されたもので（1950.8.25）、過当競争の防止を目的とした親睦団体（任意組合）であった。その後、懇話会は社団法人となり（1953.2.6）、（社）日本出版取次協会（取協）に改称して（1956.5.11）、今日まで順調に発展する。しかし、その礎石はこの時期に築かれたといっても良い。具体的にはまず、懇話会が出版各社の委任を受け、各社発行の出版物を取次店経由で収集し、国図へ納入し、代償金を請求する。そこで館は代償金委員会の意見に基づいて支払い、同懇話会は代償金（半額）を領収するのである。なお、実質的な納入事務代行機関となる取次店のうち、圧倒的なシェアを占める日販と東販が、半年交代で納本事務を引受けける「一括納入方式」はこの時から始まり、現在も維持されている。

4. 官庁資料と収書部長山下（1959.6－66.3）

1959年6月、開館以来の組織の全面的な改正が実施された。その結果、資料収集の一元化が実現する。従来の国内外の資料収集と整理を担当した受入整理部、それに国際交換の関係で官庁資料収集を行っていた国際業務部の収集機能を統合し、「収書部」を新設する。この結果、「受入整理部」は、「収書部」と「整理部」となり、代わって「国際業務部」は廃止された。山下が資料収集部門の最高責任者、収書部長に就任するのはこのときのことである。以後、1966年3月まで7年近くその職にあった。草創期の資料収集部門は、1948年3月受入局の設置後、同年8月には受入部、さらに11月には整理分門と合体して受入整理部に改組されるなど、組織はめまぐるしく改変した。その間、民間納本部門は前述したように、山下の下で徐々に軌道に乗ってきた。丁度彼の部長就任と同時に、「納入出版物代償金審議会」

が設置され、今までの代償金委員会に代わる。そこでは、納本制度が対象とするもう一つの重要な柱、官庁出版物が課題として残されていた。

元来、国会に附置された国図の機能が、文献資料面で十分に發揮されるよう、国内資料の収集確保が国図法に規定された。これを象徴するのが納本制度であるが、民間出版物と違って一般になじみの少ない官庁資料の収集には、独自の仕組みを作る必要があった。第1は中央官庁にその支部図書館を設置し、収集窓口とすること。第2に、それを通じて収集した政府出版物を国際交換用にも活用し、それによって入手した外国政府資料を国政審議や一般的利用に役立てることである。そこで同館創設時には、その業務を実施するものとして、「支部図書館部」と「国際業務部」が設置された。

官庁出版物については、先に触れたように国図発足当時、受入部が短期間ながらその納入業務を担当する。但し、1948年11月の組織改正の結果、その業務は「国際業務部」に移るのである。政府出版物の納入・発送窓口が一本化したほうが、外国政府との資料交換が効果的に実施できる、との観点からである。しかしこのことは、収集業務が二分されるという欠陥も持っていた。戦前の内務省時代にも無かった官庁資料の納本制度を、ゼロから立ち上げた当事者の苦心は並大抵ではなかった。中井副館長の下、「支部図書館部」が中心となって、各行政機関の理解と協力を得ながら、行政・司法各部門に支部図書館を設置する。各支部図書館側にとっても、「局あって省なし」とまで極論される中で、所属する省庁の刊行物をまとめるることは、極めて困難な作業であった。そして、曲がりなりにもこれが軌道に乗った段階で、「支部図書館部」が廃止された訳で、当事者が挫折感を味わったのも理解できる。この時の苦労を分かち合った仲間意識が、やがて「支部図書館館友会」の結成（1965.6）となり、その喜びと悲しみを綴った論集『支部図書館外史』にまとまる（注7）。

一方、山下から言えば草創期から苦労した古巣での部長就任である。国図発足当初の昭和20年代（1949～54）、民間出版物の納入担当課長として全力を尽くし、基盤づくりに成功した。収書部長としては、これまでの民間の出版者が発行する資料に、中央官庁の政府出版物と地方自治体が刊行する官庁資料の納入を併せて、初めて一国の納本制度が完成する。その実務を担当するのが、最初は収書部納本課（1959.6～61.9）が、次いで収書部国内図書課（1961.9～86.5。以後、組織の変遷があるが省略する）である。さらに、国立図書館の機能と国会図書館の二つの機能を調整、発展を図るために、蔵書の基本方針を検討する場として「蔵書構成審議会（蔵審）」が設けられる（1959.9）。同時に、蔵審の基本方針に則り、それを具体化する場として、国内外資料をはじめとする資料の選書を行う「選書調査会」を設置した（1963.4）。

さらに、当時科学技術立国を目指す国策に沿って、外国雑誌を中心とする「科学技術関係資料整備3ヵ年計画」（1961.4～64.3）が始まり、学識経験者を委員とする「科学技術審議

会」も発足する（1961.6）。この時期、科学技術資料充実で予算が大幅に増額し、その結果100名余も人員増があるという、今日では考えられない好条件もあった。高度経済成長期の反映とも言える。もっとも、科学技術審議会の事務局と関係資料の選書は閲覧部（1963.4—86.5：参考書誌部）が担当したのが、激増する科学技術雑誌を欠号なく受け入れ、且つ維持管理するために、収書部記録課が新設された（1963.4）。

丁度この時期は、国会議事堂に隣接する約3万平米の地に、永田町に新庁舎が完成した（第一期工事終了1961.7）（注8）。ちなみにこの場所は、戦前、ゾルゲ事件で有名な旧ドイツ大使館跡地が主要部分を占める。その結果、これまでの赤坂本館、三宅坂分室、上野図書館と大きく3箇所に分かれていた蔵書は一箇所にまとめられる（1961.8）。事務機能の多忙な統合準備期間でもあった。結局、100万冊を超える蔵書の移転作業の傍ら、中長期にわたる資料の収集計画と体制をつくるという多様な課題を、限られた人員で同時に処理する必要に迫られたのである。しかし、当時の国図首脳部の努力は報われたといってよい。と言うのも、今日に至るまでこの時期作り上げたシステムが基本的には機能しているからである。今ここで、民間納入図書を、山下が部長を退任する時点（1965）とその担当課長となった1949年を比較すると2倍、部長就任年（1959）の1.15倍であり、一方、官庁納本図書は1959年に対し、1965年は1.44倍と増大している。やがて山下は、部長を退任し収書部司書監（1966.4—72.3）として6年間その職に止まり、その間それまでに関わった収集業務遂行を側面から支援、指導を助けた（注9）。

おわりに

筆を置くにあたって、山下の国図入館までの履歴とその後を簡単に紹介して置きたい。

山下は、日露戦争終結の翌年、1906年8月4日、横浜に生れる。やがて県立横浜第二中学校（旧制。現翠嵐高校）を経て、旧制第一高等学校（1927.3卒）、東京帝国大学経済学部（1930.3卒）を経て、日本生命本社（大阪）に勤務する。ところが結核で倒れ、郷里の横浜で療養生活に入る（1932.11）。やがて健康の回復を待って、内閣興亜院に就職（1939.2）、さらにその後身である新設の大東亜省（1942.11～45.8）に転じるが、敗戦で同省は廃止となり失職する。その後、戦後の空白期を経験した後、前述の衆議院事務局に入局、ついで国会に付置された新設の国立国会図書館に入館した（1948.4）。同館在職中の収集部門での活動は既述のとおりであるが、収集部門から離れていた期間（1954.6—59.5）、国会レファレンスを担当する調査及び立法考査局の社会部長、ついで経済部長の職にあった。やがて彼は、当時の定年65歳で退職（1972.3）、獨協大学教授に転じる（1972.4—82.3）。教職を退いてからは、かねて関心を寄せていたテーマに取組み、著作にまとめた（「著作一覧」を参照）。

山下の生涯には2つの特徴がある。第1は、大学の経済学部で河合栄治郎ゼミに参加し、

河合から学問的にも、また人間的にも、以後の彼の人生観に深い影響を受けたこと。第2に、青年期に結核をわずらったためか、いささか健康に自信がないことである。このことが彼のやや屈折した思想形成に影響を及ぼした、と思われる。

彼は大学卒業後、恩師河合栄治郎（1891～1944）の紹介で日本生命大阪本社に勤める。その間、1938年2月の人民戦線第2次検挙事件（大内兵衛など労農派教授グループ）に続き、10月、河合の『ファシズム批判』など4著作が発禁処分となり、翌年1月休職処分、2月には起訴されるという深刻な事件が発生するが、山下としては療養中のことで、切歎扼腕、傍観する外なかった。

療養期間中の様々な経験は、その後の彼の活動につながったという意味で、内面的な充電期間であったと言ってもよい。旧制高校以来の友人、石塚寿夫（注10）の紹介で、当時旧制高校生、大学生など青年たちに影響力があった仏教研究家、富永半次郎の指導を受け、東洋思想に強い関心を持ったこと、またその関連で「古事記」研究に手を染めたことがある。友人石塚の紹介で就職した前述の興亜院、その後身の大東亜省では、療養中の関心テーマをさらに展開し、「王道論」にまとめた。晩年に刊行した『古事記神名の謎』、『アジア的文化の源流を探る』は、そうした戦前期の研究が結実したものである。

山下を筆者が個人的に知るのは、彼の獨協大学退職後に属する。山下の収書部長時代に入館するが、彼の厳格な仕事ぶりを、隣の大部屋にあった整理部の片隅から望見した記憶はある。日本で初めて納本制度を国立図書館に定着させる上で、大変な労苦を重ねたことは、彼自身と関係者から時折伺ったことであり、筆者も『国立国会図書館五十年史』（1999-2001）編纂に際して、直接取材したこともある。山下の納本制度立上げに向けての活動は、文字通り寝食を忘れての奮闘と言っても良い。派手な性格ではなく、自分が納得しないと動かない、むしろ動けないタイプである。このことは、収集業務のみではない。引退後の第1作、『図書館の自由と中立性』は、彼の代表作と言って良い。長年、納本制度に真剣にかかわってきた自分の経験、なかでも納本制度に基づく政府出版物を政府情報公開の観点から論じた視点は、多くの図書館人の論議と異なる。なんばく、参議院図書館委員長羽仁五郎が努力した、「国立国会図書館法」前文の「真理がわれらを自由にする…」の文言分析は、今でも迫力を感じさせる。彼の思想の根底に、彼が敬愛してやまない恩師河合栄治郎の、左右の思想にとらわれないリベラリズム的発想があり、またそのことが師の彼への愛情と面倒見の良さにつながったのであるまい。同時にそれが、布川角左衛門をはじめとする当時の出版界指導者たちの心情を捉え、彼の納本制度の確立への情熱に感銘し、その確立への協力に驅り立てたのであろう。

なお山下は、20世紀が幕を閉じる前年、欧米風に言えば20世紀の掉尾を飾る年、越谷市（埼玉県）の自宅で静かに人生の幕を閉じる（享年93）。正に、誕生日1週間後のことである。

【注】

- (1) 収書部は、1978年11月、機構改革で整理部と合して収集整理部となり、さらに86年6月から収集部となり、現在に及ぶ。
 - (2) 山下信庸『激動の片隅で 私の昭和回想録』p.383-405
 - (3) 『同上書』p.402-05
 - (4) 『国立国会図書館三十年史』(同館編刊 1979.3) p.187 下段。なお、『同 資料編』(同 1980.3) p.497 には、「1948年度、用紙割当庁から移管 5,521 冊」とある。また、『日本出版百年史年表』(日本書籍出版協会 1968) p.1065 には、1948年の一般図書 26,063 部とある。
 - (5) 改正「館法」(1949.6.6 法 194) が公布された時期、時の副館長中井正一は、第35回全国図書館大会(1949.6.7 - 9)に出席のため大阪に出張中であった。なお中井は、この大会で日本図書館協会(JLA)理事長に就任する。ちなみに、改正「館法」を審議した衆・参の図書館運営委員会審議では、金森館長の弁舌さわやかな発言に終始し、一方、中井副館長は参議院の委員会審議に1度出席したのみで、説明は求められていない(『国会委員会議事録』)。
 - (6) 山下信庸：国立国会図書館納本制度の原点 『布川角左衛門事典』(1998.1) p.104-12 なお、布川は岩波書店退職(1956)後、栗田書店代表取締役社長、筑摩書房の管財人等に就任する。その間も読書週間実行委員長など読書運動に尽力、日本出版学会会長など出版界の発展に尽した。国図の納入出版物代償金審議会会长(1974.12 - 92.9)としても、納本制度の定着に貢献した。また、『日本出版百年史年表』(日本書籍出版協会 1968 1128p)を編集委員長としてまとめる傍ら、出版資料館構想の下に収集した貴重な出版関係コレクション約2.5万点を、1987年11月、国図に寄託し(「布川文庫」)、没後遺族により寄贈された(2004.3)。
- また「文化財」の文言は、1949年初頭、法隆寺金堂の火災で壁画12面焼失(1.26)、国宝松山城焼失(2.27)など、日本が誇る代表的な文化財が相次いで炎上するという不幸な事件が発生した。それを受け、出版物も出版文化財であるとの立場から、納本図書館である国図は、国内刊行物の積極的収集・保存に努める。そうすれば、出版者の理解を得やすいのではないか、との発想に起因する。なお翌年、文化財保護法は公布され(1950.5.30)、その施行とともに文化財保護委員会(文化庁の前身)は発足する('50.8.29)。不幸にして、金閣寺が全焼するのは、皮肉にも同委員会の活動開始直前のことであった('50.7.2)。
- (7) 『国立国会図書館 支部図書館外史』支部図書館館友会編刊 1970.8 220p.
 - (8) 第二期工事が終了し、一辺90米の正方形の事務塔で、中央部に一辺45米の書庫塔を備

えた全館が完成するのは 1968 年 12 月である。建物の延べ床面積は 5.3 万平米である。なお、ここで述べる旧ドイツ大使館跡地は戦後 GHQ の管理下に置かれており、そのため結果として移管がスムースに運んだようである。

- (9) この時期、日本十進分類法（NDC）考案者として有名な森清（もり・きよし）と机を並べる。つまり、山下部長時代、森は国内図書課主査（1965.4～66.3）として、また山下が司書監の時は資料の整理区分等の業務を担当する主任司書（1966.4～72.3）として共に収書部にあり、退職も同日であった。

山下がもっとも熱心に取組んだ民間出版物について、出版統計と国図への納入実績を比較したのが以下の表である。これで見ると、民間出版物の納入数が『出版年鑑』が掲載する出版データを上回るようになるのは、1953 年以後のようである。[2000 年は参考データ]

	1949	1952	1953	1959	1962	1965	2000
国図納入 実績（冊）	9,054 7,240#	14,178 11,340#	16,732 13,390#				
出版年鑑 (部)	20,523	17,306	10,100	13,634	12,293	14,238	65,065

1949-52-53 国図納入数（冊）は、民間出版物の外、官庁資料を含んでいるため、概算データとして、1960 年代で調べた官庁資料の構成比約 20 % を除いた残り 80 パーセントを、民間出版物（25 条納本）として算出（『国図三十年史 資料編』p.497）。

上記表で、1962 年以降のデータは、民間出版物の有償納本統計であるが、それ以前のデータは有償・無償納本の双方を含む。なお、国図納本には地方出版物を含む点で、東京を中心とした民間出版物の統計を示す『出版年鑑』データと異なる。

また、民間出版物データは、『日本出版百年史年表』（日本書籍出版協会 1968）p.1065、および『本の情報事典』（出版ニュース社 1991）p.99 によった。

- (10) 石塚寿夫（1906～1986）は、旧制一高、東大在学以来の友人。山下の述懐によると、病気療養後の数々の就職紹介の労をとる一方、石塚が師事していた仏教者、富永半次郎にも紹介し、精神面での立ち直りにも気を配るなど、物心共に支えた文字通り心友であった。戦後、中央労働委員会事務局から国立国会図書館に転じ（1952）、同館では調査及び立法考查局に所属、専門調査員。山下と同日付で退職（1972.3）。職場の我々後輩に対しても面倒見がよく、囲碁会等を長く主宰し、指導した。

参考文献

『国立国会図書館五十年史 本編』同館編刊 1999.3 xxviii, 793p.

及び『同 資料編 CD-ROM』2001.3

山下（伸庸）著作物：

『収書関係諸委員会・調査会の活動とその変遷について』[国立国会図書館] 1967 1 冊

『わが国の出版物の納本制度について 民間出版物の部』[国立国会図書館] 1968 70p.

『図書館の自由と中立性』[越谷 山下信庸] 1983.8 258p.

『激動の片隅で 私の昭和回想録』[同上] 1985.11 410p.

『古事記神名の謎』[同上] 1986.11 232p.

『アジア的文化の源流を探る—日本の反省—』[同上] 1994.9 275p.

「国立国会図書館納本制度の原典」『布川角左衛門事典』(日本出版学会編 同刊行会 1998.1)

p. [103] – 12

「新館に移って」『国立国会図書館月報』5(1961.8), p.1

「民間出版物の納本制度について」『同上誌』95(1969.2), p.2-9

「私の図書館入門記」『同上誌』132(1972.3), p.16-23

河合栄治郎先生の忘れ得ぬ思い出『河合栄治郎研究 [第3号] 平成九年度』

(東京 社会人大学出版部 1997.11) p.43-57

Contributors in the Early Years of the National Diet Library:
YAMASHITA Nobutsune (1906~1999),
Builder of a New Deposit Library in Japan

NAKABAYASHI Takaaki

Abstract

The National Diet Library has legal deposit of all kinds of published materials, including publications printed by government and local public entities and other publishers. This function is based on the National Diet Library act (Law no. 5, Feb. 9, 1948. Amendment, Law no. 194, June 6, 1949). However, the stability of these activities has entailed much effort, because of the unhappy history of censorship in the era of the World War []. In this paper, the writer focused on the National Diet Library's activities to build up the legal deposit library, acquiring the effective cooperation of influential publishers. Frankly speaking, it was Yamashita Nobutsune, Section Chief (1949-54) and Division Chief (1959-66) of Acquisitions who stood in the center of these activities.